

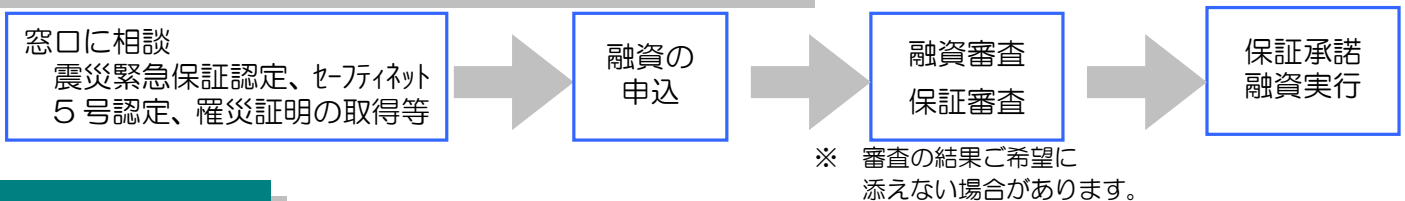
経済変動等資金東日本大震災緊急対策資金 (東北地方太平洋沖地震等緊急対策資金)

今回の東日本大震災の発生により、県内中小企業者においても取引先の操業停止による受注減や観光客のキャンセルなど影響が出ており、今後も経営に対する影響が懸念されることから、5月16日より対象者を拡充し、震災により被害や影響を受けた中小企業者の資金繰りを一層支援します。

制 度 名	東日本大震災緊急対策資金（東北地方太平洋沖地震等緊急対策資金から改称）
対 象 者	中小企業者又は組合であって、次の要件のいずれかに該当するもの (1) 東日本大震災により、直接被害を受けたもの (2) 震災により間接被害を受け、次のいずれかに該当するもの ア震災に起因して、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれるもの イ取引先事業者の被災による売掛債権の固定化、納品遅れに対する違約金 その他震災と因果関係があると認められる被害があるもの ウその他、東日本大震災法第128条第1項（震災緊急保証）の要件に該当することについて認定を受けたもの 【要件】 特定被災区域の事業者と直接取引があり震災により売上高等が10%以上減少 など
融 資 限 度 額	8,000万円 （運転資金は月商の概ね3ヶ月分（特に必要と認められる場合は概ね6ヶ月分）の範囲内）
資 金 使 途	運転資金、設備資金
融 資 期 間	10年以内（据置期間2年以内を含む）
返 済 方 法	元金均等分割返済
貸 付 利 率	責任共有利率 年1.55%（固定） 責任共有外利率 年1.40%（固定）
信用保証料率	年0.4%～年1.7%（震災緊急保証の対象者は年0.8%以下）
担 保	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります
連 帯 保 証 人	法人代表者以外は原則として不要です
取 扱 期 間	平成23年4月1日～平成24年3月31日

震災緊急保証認定（対象認定はH23.5.16、保証受付はH23.5.23開始）、セーフティネット5号認定を受けている場合、融資利率・信用保証料率は責任共有外の利率・保証料率となります。

東日本大震災緊急対策資金ご利用の流れ



申し込み先

松江商工会議所
(経営支援課 32-0506)

お問合せ先 島根県商工労働部中小企業課金融グループ
TEL0852-22-5883 ホームページアドレス <http://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>